

(1) 令和4年度 三次小学校不祥事防止委員会年間活動計画

1 職員の不祥事防止に対する日常的な意識啓発の取組

- (1) 職員の不祥事に係る報道等があったときは、全教職員に新聞記事等を回覧するとともに、職員朝会等で研修を行い、注意を喚起する。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表されたときは、その資料を全教職員に配布するとともに、職員朝会等で研修を行う。
- (3) 「不祥事防止チェックリスト」への記入を通して自己評価するとともに、常時危機管理意識の高揚を図る。

2 年間活動計画

| | 活 動 計 画 | 担当 | 備考 |
|----|--|-----------|--------|
| | ●不祥事防止委員会・服務研修計画作成 | 教頭 | |
| 4 | ○第1回服務研修 [交通事故・交通違反・飲酒運転] | 教頭 | |
| | ○第2回服務研修 [教育課程の適正管理] | 教務主任 | |
| 5 | ○第3回服務研修 [教育公務員としての服務義務] | 校長 | |
| | ○第4回服務研修 [危機管理 (校内の安全・安全点検)] 危機管理マニュアルの確認 | 保健体育部 | |
| | ●不祥事防止委員会 | | |
| 6 | ○第5回服務研修 [給食時間の異物混入時の対応・アレルギー疾患の対応] | 栄養教諭・養護教諭 | |
| 7 | ○第6回服務研修 [学校諸費会計の適正処理] | 総務部 | |
| | ●不祥事防止委員会 | | |
| 8 | ○第7回服務研修 [クレーム対応] | 生徒指導主事 | ロールプレイ |
| | ○第8回服務研修 [成績処理] | 教務部 | |
| 9 | ○第9回服務研修 [セクハラ・わいせつ行為防止] | 生徒指導部 | ロールプレイ |
| 10 | ○第10回服務研修 [情報漏洩] [守秘義務] | 教務部 | |
| | ●不祥事防止委員会 | | |
| 11 | ○第11回服務研修 [体罰防止] | 生徒指導部 | ロールプレイ |
| 12 | ○第12回服務研修 [冬季の交通事故防止] | 教頭 | |
| | ●不祥事防止委員会 | | |
| 1 | ○第13回服務研修 [危機管理 (災害時の対応)] 危機管理マニュアルの見直し | 生徒指導部 | |
| 2 | ○第14回服務研修 [パワー・ハラスメント防止] | 教務部 | ロールプレイ |
| 3 | ○第15回服務研修 [教職員のメンタルヘルス] | 保健体育部 | |
| | ●課題整理と次年度計画策定 | 教頭 | |

3 研修を実施するに当たって

- (1) 「教職員による不祥事の根絶 (改訂版) 平成22年12月, (体罰等根絶) 平成25年1月, (セクシュアル・ハラスメント等防止, パワー・ハラスメント防止) 平成26年4月」「教職員による不祥事の根絶 増補版 (平成29年12月広島県教委)」等の活動例等を参考にし、特に、体罰及びセクハラ防止に係っては、積極的にロールプレイを取り入れ、当事者意識の高揚を図る。
- (2) 不祥事防止委員会において、研修計画及び内容等について検討し、実施する。
- (3) 研修時間に応じて、ペア、グループ、全体等の交流によるシェアリングを取り入れる。
- (4) セクシャル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントについて、職員にアンケート調査を行う。